

## 農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇年〇月〇日

新潟県知事  
阿賀町農業委員会 様

&lt;譲受人&gt;

住所 阿賀町〇〇1234番地

氏名 阿賀 太郎 印

(名称及び代表者氏名)

&lt;譲渡人&gt;

住所 阿賀町△△5678番地

氏名 阿賀 花子 印

(名称及び代表者氏名)

下記農地（採草放牧地）について 所有権 を 移転 したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等（国籍等は所有権を移転する場合に譲受人のみ記載して下さい。）

申請者	氏名(名称)	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日	認定経営発展 法人(該当する 場合には○)
譲受人	阿賀 太郎	30	会社員	阿賀町〇〇1234番地	日本	—	—	
譲渡人	阿賀 花子	60	農業	阿賀町△△5678番地				

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番		地目		面積 (㎡)	都道府県及び 農業振興地 域の整備に 関する法律に よる地域	所有者の氏名又は名称		所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		対価、賃料等の額(円)	
大字	字	地番	登記簿 現況			現所有者が 登記簿と異 なる場合	権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	10aあたり		
〇〇	〇〇	〇〇	田 田	3,000		阿賀 花子				〇〇	〇
地目別面積計		【田】 1筆 3,000 ㎡、【畑】 筆 ㎡、計 1筆 3,000 ㎡(A) / 【採草放牧地】 筆 ㎡(B)									

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

(譲受人)	(譲渡人)
隣接する農地を譲り受け、経営規模拡大を図りたい。	譲受人の要望による。

4 契約の種類等

契約の種類	権利の設定・移転の時期	契約期間
贈与・ <b>売買</b> ・交換・賃貸借・使用貸借 ( )	令和 年 月 日 許可後	許可後 から 永年 まで

阿農委第 号

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日

- 1 条件 別紙記載のとおり
- 2 注意事項 別紙記載のとおり
- 3 教示事項 別紙記載のとおり

阿賀町農業委員会 長

印

(記載要領)

- I 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- II 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- III 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- IV 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- V 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

○所有地

	農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
	田	畑	樹園地	
自作地	(C) 20,000	20,000		(D)
貸付地				

  

	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					
	非耕作地面積計			㎡	

一枚目の申請書とホッチキス止めして割印を押印（譲渡人・譲受人両名の印鑑）

○使用収益権を有する土地（借りている土地）

	農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
	田	畑	樹園地	
自作地	(E)			(F)
貸付地				

  

	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地					
	非耕作地面積計			㎡	

(記載要領)

- I 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- II 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。



1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田		畑			樹園地		採草放牧地
	水稻							
作付（予定）作物	水稻							
権利取得後の面積 (㎡) (A)+(C)+(E)	23,000							(B)+(D)+(F)

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	耕運機	田植機	コンバイン		
		(30馬力)	( )	(6条植)	( )	( )	( )
確保しているもの	所有	1台		1台			
	リース						
導入予定のもの	所有						
	リース						
(資金繰りについて)							

(記載要領)

- I 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- II 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

①	権利を取得しようとする者の農作業経験等の状況	農作業歴	5年	農作業技術修学歴	年	(その他)	年
②	世帯員等その他常時雇用している労働力	現在	1人	農作業経験の状況	5年の水稻農作業経験		
		増員予定	人	農作業経験の状況			
③	臨時雇用労働力(年間延人数)	現在	人	農作業経験の状況			
		増員予定	人	農作業経験の状況			
④	配置の状況	所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。					
		市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等			

⑤	①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間	平均距離	3 km	平均移動時間	5 分
---	--	------	------	--------	-----

三枚目の申請書とホッチキス止めして割印を押印(譲渡人・譲受人両名の印鑑)



(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

--

(記載要領)

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

二枚目の申請書とホッチキス止めして割印を押印（譲渡人・譲受人両名の印鑑）

<農地法第3条第2項第2号関係>（権利を取得しようとする者が**農地所有適格法人**である場合のみ記載。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙2に記載し、添付してください。）

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託の契約

信託の引受けによる権利の取得	有 ・ <b>無</b> （どちらかに○）
信託契約の内容 (信託の引き受けにより権利が取得される場合のみ記載)	

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が**個人**である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者	氏名	<b>阿賀 太郎</b>	年齢	<b>30</b>	主たる職業	<b>会社員</b>
権利取得者との関係	<b>本人</b>					

農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間				←→			水稻	→				
その者が農作業に常時従事する期間				←→			水稻	→				

(記載要領)

- I 「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。
- II 「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。



<農地法第3条第2項第5号関係>

5 転貸が認められる場合への該当有無 (以下の該当するものに○を付してください。)

有	<input checked="" type="radio"/> 無
---	------------------------------------

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響について。

支障の有無 ⇒ 

有	<input checked="" type="radio"/> 無
---	------------------------------------

「有」の場合はその具体的な内容を記載してください。

(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--